

あいち協働ルールブック 2004

～NPOと行政の協働促進に向けて～

2004年5月

本ルールブックを尊重し、NPOと行政の協働に積極的に取り組みます。	年 月 日
所属名	
氏名(自署)	

あいち協働ルールブック 2004 の概要

(性格) 『あいち協働ルールブック 2004』は、NPOと行政の協働促進に向けて、2004年3月に「NPOと行政の協働のあり方検討会議」(厚生労働省・名城大学・片山秀樹教授)が取りまとめた報告書を踏まえ、NPOと行政の協働ルールとして愛知県が発行したものです。

このルールブックは、NPOと行政が対等の立場で、協議、合意した事項を取りまとめたもので、全てのNPOに遵守を義務付けるのではなく、協働に当たって、愛知県と賛同するNPOが最大限の遵守に努めることとしています。

(内 容)

ルールブックは、NPOと行政の協働に関する基本的考え方である「意義及び原則」と、企画立案、実施、評価の各段階での協働に当たってNPOと行政がそれぞれ守るべき「基本姿勢」の二つを柱として構成しています。

(特徴・意義)

(1) ルールブックは、NPOと行政の双方が遵守すべきルールを双方が納得する形で取りまとめたもので、全国初のものです。NPO側が自ら守るべきルールを具体的に定めたものは他に例がありません。

(2) ルールブックを広く市町村やNPOに普及し、定着させることで、今後、本県におけるNPOと行政の協働に取り組むに当たっての「事実上の標準」(デファクト・スタンダード)としていくこととしており、こうした考え方も全国初です。

(3) NPOとの協働は、分権時代の要請であり、こうした時期にNPOと行政の協働に関するルールを双方で合意できたことは、大きな成果といえます。

(特徴・活用)

愛知県では、今後、このルールブックを県内のNPOに提案し、賛同するNPOを広く募り、このルールを運用しながら、継続的な普及・改善を図り、NPOと行政の協働のための「事実上の標準」としていくことをめざしています。

I NPOと行政の協働の意義及び原則

1 協働の意義

○自立型地域社会の構築

県民がNPOを通じて、よりよい地域づくりを目指して自発的に地域課題の解決に関わることで、自治意識や主体的課題解決能力を高めていくことが期待される。

また、多くの県民がそのような小さな自治活動を体験することは、県民自らの選択と責任に基づいて地域づくりを進める「自立型地域社会」の構築の基礎となる。

○県民の社会貢献や自己表現・自己実現の意欲を活かす場の拡大

NPO活動やNPOと行政の協働の発展によって、県民の社会貢献や自己表現・自己実現の意欲を活かす場を拡大することができ、さらに新たな雇用の場を創出することも期待できる。

○新しい社会ニーズの発掘と課題解決

協働によって、行政による把握がこれまで困難であった社会的ニーズや新たな地域課題の発掘が可能となり、必要とされる新たな公共サービスの創出や課題解決に結びつけることができる。

○公共サービスの質の向上

協働によって、公共サービスのこれまでの提供方法の見直しや改善、さらには、NPOの特性を活かした利用者本位の公共サービスの提供が促進され、公共サービスの質や効率性が向上する。

○公共サービスの担い手の多様化

協働の実例を積み重ねる中で、「公共サービスはもっぱら行政が提供する」というこれまでの考え方を見直され、なるべく住民に身近な場で問題解決がなされるべきという「補完性の原則」に基づく新たな行政の役割が明らかになると、よりよい公共サービスを実現するための新しい手の多様化が進められる。

そのことは、行政そのものの改革をも促進する。

2 協働の原則

(行政とNPO共通の姿勢)

○目的・目標の共有

何のために協働するのかという「目的」と、いつまでにどれだけの成果をあげるのかという「目標」を相互に共有する。

○相互理解

互いに違いがあることを認識しながら対話を進める上で、相互理解の促進と相互の信頼関係の形成に努める。

○対等の関係

相互の自主性・自立性を尊重し合い、対等な関係のもとで協働を進めること。

○透明性の確保

協働事業の企画、立案、実施、評価を通じて透明性の確保を重視することにより、双方が社会に対する説明責任(アカウンタビリティ)を果たす。

その際、著作権や個人情報等の保護に十分配慮しながら、情報公開条例や個人情報保護条例の規定に則って情報を積極的に公開する。

○評価の実施

目標とした成果が得られたかどうか、協働の効果が生まれたかどうかの観点を中心に、協働事業の結果を相互に評価・点検し、明らかになった課題を次の協働に活かすことで、県民の納得が得られるよりよい協働をめざす。

(行政の姿勢)

○組織横断的な連絡調整

行政は、組織横断的な課題にも十分取り組めるように、行政組織間の連絡調整に努める。

○NPOに対する適切な理解と配慮

行政は、有給職員を雇用し、事業体として活動しているNPOもあれば、各個人の無報酬の活動を基本とするボランティア団体もあるというNPOの多様性を十分に認識し、それぞれの団体の特徴に配慮した協働のあり方を模索する。

また、行政は、NPOとの協働を推進していくことが、NPOの成長にもつながるという点に留意する。

さらに、行政は、行政との協働に関わらないNPOが存在することについても配慮する。

(NPOの姿勢)

○守秘義務

NPOは、協働の過程で知ることとなった個人情報等その秘密が必要な情報については、守秘義務を果たす。

○公の資金を使う自觉と責任

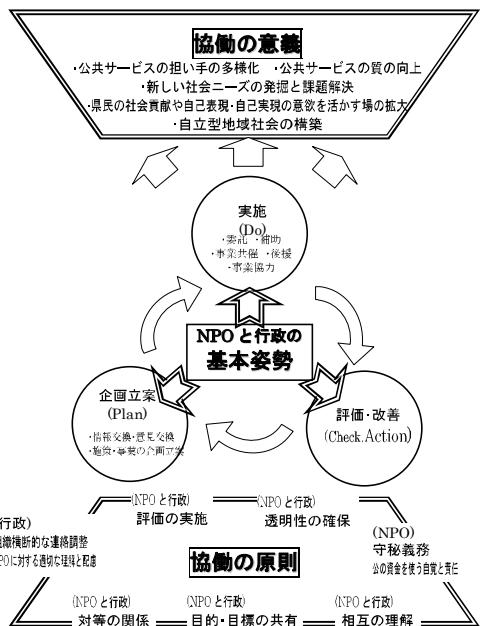
NPOは、協働に当たって公の資金を使うことの自觉を持つとともに、県民に対する説明責任(アカウンタビリティ)を果たす。

3 継続的な検証と改善

- NPOと行政の双方は、このルールに関して法律的な責任を負うものではないが、最大限の遵守に努める。
- このルールは、あくまでも暫定的なものであり、今後、NPOと行政の双方は共同で継続的に検証しながら改善していく。そのため、両者の協議・検討の場を継続させる。
- 定期的な協議・検討の場を有効なものとするためにも、NPOと行政は、協力して事務局機能を充実するよう努める。

参考資料2

《あいち協働ルールブック 2004 の構成》



※用語説明

「協働」

協働とは、様々な主体が、主体的・自立的に、共通の活動領域において、相互の立場や特性を認識・尊重しながら共通の目的を達成するために協力することを言う。このルールブックは、NPOと行政の協働に関するものである。

「NPO」

NPOとは、社会や地域のために自主的に活動しているボランティア団体、市民活動団体、特定非営利活動法人などの民間の非営利活動団体のことと言う。

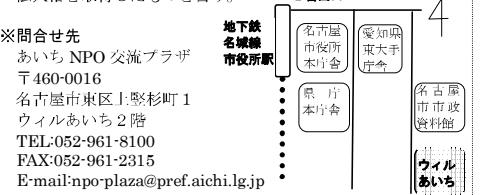
法人格の有無にかかわらず、次のような特性をもった団体を想定している。

「NPOの特性」

- 団体としての名前と意思決定のルールがあり、複数のメンバーがいる。
- 行政機関の一部ではない。(民間・非政府の立場)
- 剩余利益を関係者で分配しない。(利益非分配・非営利の立場)
- 他の団体に従属せず、自立的に運営している。
- 参加したい人に対して開かれている。

「NPO法人」

NPO法人は、NPOのうち特定非営利活動促進法に基づき法人格を得たものを言う。



※この冊子は、古紙再生紙を使用しています。